

現場説明書

1. 工事番号 用補R5-2

2. 工事名 第5工区送水管更新工事(その5)

3. 工事概要 本工事は神崎市千代田町餘江、直鳥地内において、送水管の耐震化工事を行うものである。工事内容は下記のとおりとする。

送水管布設工1 ϕ 300 GX-DIP L=228.0m

送水管布設工2 ϕ 300 GX-DIP L=473.5m

詳細は設計書を参照

4. 提出書類
1. 施工計画書及び主要材料承認願（請負契約後すぐ）
 2. 配水管技能者登録証(耐震継手)の写し(施工計画書に添付)
 3. 道路使用許可書及び通行制限届出書の写し（工事着手前）
 4. 工事日報、工事写真、各種管理書類及び竣工図(工期内)
5. その他
1. 受注後、速やかに関係機関への調整を図り、工事に着手すること。また、疑義が生じた際にはその都度速やかに監督員と協議すること。
 2. 交通誘導警備員については、企業団の設計基準により計上している。
 3. 地下埋設物については着工前に必ず調査(試掘含む)及び立会を行い、その結果を遅滞なく監督員に報告すること。
 4. 現地測量を実施し、差異があれば監督員と協議を行うこと。また、配管変更の有無についても監督員と協議を行うこと。
 5. 佐賀東部水道企業団が発注した、工期が重複する近接した工事の受注者と同一業者が落札、契約締結し、現場代理人又は専任の主任技術者の兼任を行う場合は、設計変更により間接工事費等の調整を行う。
 6. この工事は県の交付金対象事業であるため、「佐賀県ローカル発注促進要領」に則り、下請契約及び材料納入契約にあたっては県内企業との契約締結に努めること。しかしながら県外企業との契約が必要となる場合には、契約締結前に必ず理由書を提出すること。
 7. 今回の工事では水圧試験は実施せず、次期工事以降にて実施する。その際、当該工事箇所において漏水等の損害が生じた場合には、受注者にて補修等の措置を講じること。
6. 担 当 事業推進課 事業推進係